

学校法人中央大学役員等報酬規程

(規程第二千八百二十四号)

(趣旨)

第一条 この規程は、学校法人中央大学の理事、監事及び評議員会議長・副議長の報酬等について定める。

(報酬の範囲)

第二条 理事、監事、評議員会議長・副議長(以下「役員等」という。)の報酬は、次のとおりとする。

一 報酬

二 退職金

(理事長等の役員の報酬)

第三条 理事長、総長、常任理事及び常任監事(以下「理事長等」という。)に対する報酬は、別表第一に定める範囲で役員報酬委員会の議を経て理事会が決定する。

2 理事長等の役員が専任の教員又は職員の身分を有する場合は、前項に定める報酬の総額から中央大学教員給与規則又は中央大学職員給与規則に定める本俸の総額を控除した額を役員報酬とする。

(理事長等以外の役員の報酬)

第四条 理事長等以外の役員に対する報酬は、別表第二に定める範囲で役員報酬委員会の議を経て理事会が決定する。

(役員報酬委員会)

第五条 理事長の諮問機関として役員報酬委員会を置く。

2 役員報酬委員会については、理事会が別に定める。

(兼務者の報酬の取扱い)

第六条 役員が他の役員を兼ねた場合は、兼ねた役員の報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第七条 報酬は、報酬の十二分の一額（以下「月額報酬額」という。）を毎月十五日に支給するものとする。

2 前項に定める支給日が、休日に当たるときは、その前日とする。

3 役員等が年度の途中で就退任したときの本俸は、在籍した月数に応じて支給する。

4 報酬を十二で除した際に百円未満の端数が生じた場合は、年度内の最初に支給する月にあわせて支給するものとする。

（退職金）

第八条 役員等が、退任又は死亡したときは、退職金を支給する。

（理事長等の退職金）

第九条 理事長等の退職金は、在任中に受けた最高の月額報酬額に、在任年数を乗じて得た額とする。この場合において、第三条第二項の適用を受けた役員が月額報酬額は、同項により控除される前の月額報酬額とする。

（理事長等以外の役員の退職金）

第十条 理事長等以外の役員の退職金は、前条前段の規定を準用する。

（在任年数の計算）

第十一条 役員等の在任年数は、就任の月から退任又は死亡の月までを計算し、十二月をもつて一年とする。ただし、一年未満は月割計算とする。

2 役員等が理事長等の在任期間と理事長等以外の役員等の在任期間を有するときは、第九条及び前条に区分して計算する。

（祭祀料）

第十二条 役員等が在任中死亡したときは、退職金の基礎となる額の四倍以内の祭祀料を支給する。ただし、教員又は職員が役員等の場合はこの限りでない。

（旅費・交通費）

第十三条 役員等が校務により出張する場合の旅費その他職務の遂行に当たって必要な費用については、理事会が別に定める。

（公表）

第十四条 この規程は、私立学校法第六十三条の二第四号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細目)

第十五条 この規程の運用について必要な細目は別に定める。

(改廃)

第十六条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、次の各号に掲げる役員等が当該各号に定める日に就任した日から適用し、当該日前に在任している役員等については、なお従前の例による。

一 事務局長 令和二年四月一日

二 理事(基本規定第十二条第一項第三号) 令和二年五月二十六日

三 理事長 令和二年五月二十六日

四 常任理事 令和二年五月二十六日

五 監事 令和二年七月一日

六 評議員会議長・副議長

令和三年五月二十日

七 学長 令和三年五月二十七日

八 総長 令和三年十月十五日

九 理事(基本規定第十二条第一項第一号(学部長)及び第二号)

令和三年十一月一日

令和三年十一月一日

(報酬決定の特例)

3 第四条の規定にかかわらず、前項第一号の事務局長の報酬については、理事会が決定する。

別表第一(第三条関係)

職名	報酬(年額)
理事長	二〇、〇〇〇、〇〇〇円 ～二二、〇〇〇、〇〇〇円
総長	一八、〇〇〇、〇〇〇円 ～二〇、〇〇〇、〇〇〇円
常任理事	一八、〇〇〇、〇〇〇円 ～二〇、〇〇〇、〇〇〇円
常任監事	一〇、〇〇〇、〇〇〇円 ～一五、〇〇〇、〇〇〇円

別表第二（第四条関係）

職名	報酬（年額）
理事（注一）	三、一〇〇、〇〇〇円 〓三、八〇〇、〇〇〇円
理事（注二）	一、六〇〇、〇〇〇円 〓二、一〇〇、〇〇〇円
監事	一、六〇〇、〇〇〇円 〓二、一〇〇、〇〇〇円
評議員会議長 ・副議長	一、六〇〇、〇〇〇円 〓二、一〇〇、〇〇〇円

（注一 基本規定第十二条第一項第一号の学長を指す。）

（注二 基本規定第十二条第一項第一号の学部長及び事務局長、第二号の大学院研究科長、第三号の評議員その他の者（ただし、理事長及び常任理事を除く。）を指す。）